


湯前小学校 校長室だより		令和5年 2月22日 第16号 文責 吉村 和仁
---------------------	--	-----------------------------------

○「いじめ」について考える

先週の新聞報道に、県内の小学校でいじめにより登校ができなくなった児童がいて、第三者委員会による調査が行われるという記事が掲載されていました。

いじめは絶対に許されるものではありません。これは誰でも同じ思いです。ところが、どんなことが「いじめ」なのかということになると、人によってとらえ方に違いが出てきます。これから「いじめ防止対策推進法」にふれながら、次のこととお話しします。

- 1 何がいじめなの
- 2 いじめが発生したらどうするの
- 3 湯前小には、いじめがあるの

1 何がいじめなの

いじめ防止対策推進法（以下、法）では、児童等が、心理的または物理的な影響を受け、苦痛を感じているものを「いじめ」として定義しています。つまり、いじめる側といじめを受ける側がはっきりとしている場合もあれば、いじめたつもりではなかったけれど、相手が心身に苦痛を感じている場合もいじめに該当することになります。ニュースなどで、第三者委員会により「○件がいじめと認定された。」という記事が伝えられることがあります。一つ一つの言動や行為について調査をした結果、いじめと認定された件数ということになります。それでは、いじめを認定する第三者委員会とは何か、次に述べたいと思います。

2 いじめが発生したらどうするの

いじめが疑われたり、いじめの通報があったりした場合、学校は事実の確認を行うとともに、その結果を学校の設置者（県市町村の教育委員会）に報告することになります。いじめが認められた場合、学校はいじめをやめさせるとともに、再発を防止するために、児童等への指導や支援、保護者への支援を行うこととなっています。また、報告を受けた学校の設置者は、学校に対して必要な措置や支援を行うとともに、必要に応じて自ら調査を行うこととなっています。仮に、重大ないじめが認められた場合、学校の設置者は、学識経験者や医療従事者、カウンセラー、弁護士等で構成される「第三者委員会」を組織し、調査を進めていくことになります。第三者委員会の構成は、それぞれの学校の設置者によって異なりますが、公平性や客観性を考慮し構成されます。

これまでのいじめに関する訴訟を見ると、いじめられた側からは、第三者委員会の委員構成や決定事項に対しての異議が多く見られます。それだけ、1で述べたように、人によっていじめのとらえ方が違っていて、判断することが難しいと言えます。

このように、学校や学校の設置者にはいじめに適切に対応する責務があり、いじめに関する裁判では、いじめをした側の責任だけでなく、学校や学校の設置者への責任を

※裏面に続く

問う判決も出ています。

参考までに、重大ないじめ（重大事態）とは、法で次のように定義されています。

- ・いじめにより、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ・いじめにより、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

3 湯前小には、いじめがあるの

これから、いじめに関しての湯前小学校の状況についてお話しします。

まず、湯前小には、いじめがあると考えています。ただ、具体的に把握しているわけではありません。前に述べたように、いじめのとらえ方は人によって様々だからです。一つ一つの出来事を、いじめかどうかと判定していくことはとても難しいことです。仮に、いじめの有無について判定できたとしても、いじめと判定したから対応する、いじめと判定しなかったから何もしないということでは話になりません。

大切なことは、学校が「いじめなのか、そうではないのか。」を判断することだけではなく、児童が安心して、楽しく学校生活を送ることができているか、そうではないかを判断していくことだと考えています。児童の悩みや心配ごと、嫌なことに早めに気づいてあげ、本人から話を聞いたり助言をしたり、また他の児童への指導を行ったりすることが重要だと考えています。

このようないじめに対する考え方のもとに、湯前小では教育活動を進めています。だから、湯前小には、いじめがあり、これからも起こると考えています。

4 湯前小の今とこれから（おわりに）

児童は、悩みや心配があるとき、どうしているでしょうか。親や教師など、大人に話せる場合もあるし、誰にも言えなくて自分の胸の内にしまい込んでいる場合もあると思います。学校では、児童本人や保護者の話、授業中や休み時間の表情や様子、朝の健康観察、身長・体重測定、給食の状況、他の児童や職員の話など、様々な情報から、児童の心身の状況をつかみ、素早く対応するようにしています。その他にも、毎月の「学校生活アンケート」や11月の「心のアンケート」、1学期と2学期には児童との個別面談を行うなど、児童が安心して、楽しく生活できる学校づくりを進めています。

子どもの様子で最近、気になることがある、いつもと違う様子だと感じた時は、子どもと話をしたり、学校に相談されたりすることが大切です。いじめ防止対策推進法でも、いじめに対しての保護者の役目が定義されています。保護者にも、子どもをいじめから守ってあげること、子どもにいじめをさせないことが求められています。

いずれにしても、「いじめ」から子どもを守ることが、学校や教育委員会、保護者の大切な役割であるということです。

集団があるところに、いじめがあります。いじめは集団から生まれてくるものとも言えます。学校だけでなく、職場などにもいじめは存在します。いじめを生み出すような学校や学級になっていないか、集団の状況を把握し、適切に対応することも学校の大切な役目です。気になることがありましたら、どうぞ学校にお知らせください。

【学校ホームページに、湯前小「いじめ防止基本方針」を掲載しています】